

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式 一問一答方式

質問件名 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために成年後見制度の利用を

【質問要旨】

成年後見制度は介護保険とともに2000年にスタートし、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には法定後見と任意後見があり、判断能力が不十分な方は法定後見になり、後見人は家庭裁判所が選任します。任意後見は将来に不安がある方が自分で判断能力があるうちにあらかじめ後見人を選任しておくことができます。高齢化社会となり独居高齢者や老老介護、認知症になる方は増える傾向にあります。同時に、障がい者の高齢化により親亡き後の生活に不安を訴える声もあり、今後ますますこの成年後見制度の周知と活用が必要になってきます。しかしこの制度は資産の多い方の財産管理と捉えられがちで、小平市第三期福祉のまちづくり推進計画策定に向けたアンケート調査では、制度について聞いたことはあるが、利用したいと考えている人は2割程度でした。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために信頼できる人が本人の代わりに本人の意思決定を尊重して支援することや、本人の意思に基づいて自身の生活を守っていくために成年後見制度のしくみはとても大切です。成年後見制度の利用を促し、判断能力が低下したとしても自身の財産と権利を守りその人らしく生きていくために以下質問をします。

- ① 成年後見人の具体的な仕事内容を教えてください。
- ② 市民後見人養成について、現在の研修修了者の人数と後見人として活動している方の人数をお示ください。
- ③ 成年後見制度に関する相談件数と申し立て件数の過去3年間の推移をお示ください。
- ④ 高齢独居の方や老老介護など、成年後見制度の利用が必要と思われるが支援につながっていない方達をどう見つけていくのか市の見解は。
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村は成年後見制度利用促進基本計画を勘案し市町村ごとの施策について計画を定めるよう努めることとあるが、市の見解は。
- ⑥ 本人の意思決定を尊重するために適切な支援ができるような地域連携ネットワークが構築されていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2020年 8月 31日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【 】

27	26	25	24

— (/)